

お知らせ

ラウンジ

りばらん

シリーズ

子育て

保健

くらしの

ゼロカーボン

高齢者サロン

休日当番医・
無料相談ほか

市長の
手控え帖

募集
Recruit

令和5年度採用（令和5年4月1日以降）
市職員採用試験

本庁舎総務課 内2345

- 第一次試験日 9月18日(日)
- 申込受付期間 7月26日(火)～8月17日(水)



職種 (採用予定人員)	受験資格 (学歴不問)
障がい者対象 行政事務 (1人程度)	昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方 ◆身体障害者手帳の交付を受けている方 ◆都道府県知事または政令指定都市の市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ◆知的障害者更生相談所・児童相談所・精神保健福祉センター・障害者職業センター・精神保健指定医により知的障害者であると判定された方 ◆精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
高校卒程度 行政事務 (1人程度)	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
民間企業経験者 行政事務 (1人程度)	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、令和4年7月末日時点において民間企業等での職務経験を5年以上有する方

職種 (採用予定人員)	受験資格 (学歴不問)
幼稚園教諭 および保育士 (2人程度)	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭免許および保育士資格を有する方または令和5年3月末日までに同免許および資格を取得する見込みの方
保健師 (1人程度)	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方または令和5年3月末日までに同免許を取得する見込みの方
司書 (1人程度)	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、図書館法第5条に規定する司書資格を有する方または令和5年3月末日までに同資格を取得する見込みの方
学芸員 (1人程度)	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、博物館法による学芸員の資格を有しており、次のいずれかに該当する方 ◆大学において民俗学を専攻し卒業した方で、令和4年3月末日時点において学芸員としての職務経験（正職員の期間に限る）を2年以上有する方 ◆大学および大学院において民俗学を専攻し、大学院を修了した方または令和5年3月末日までに修了する見込みの方
管理栄養士 (1人程度)	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士免許を有する方または令和5年3月末日までに同免許を取得する見込みの方
就世職代氷河対象 行政事務 (1人程度)	昭和53年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方で、令和4年4月1日時点において正規雇用労働者として雇用されていない方

- 対象医療費 保険診療費の一部負担金（本人負担分）
- 対象医療機関 県内の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所

《窓口でお支払いのうえ、申請手続きが必要な場合》

- ①県外の医療機関などを受診した
- ②受給者証を忘れた
- ③接骨院などで柔道整復の治療を受けた
- ④医師の同意を得て、はり・きゅう・あんま・マッサージを受けた
- ⑤医師の指示で、治療用装具を購入した
- ⑥受給者証に「償還」と記載のある場合

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



お知らせ
News

重度心身障がい者医療費受給者証の更新

本庁舎社会福祉課 内2147

重度心身障がい者医療費受給者証の有効期限は7月31日(日)です。所得審査の結果、引き続き該当する方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

《窓口負担なしで医療機関を受診できます》

受給者証をお持ちの方は、原則窓口での負担なしで病院や薬局などの医療機関を受診できます。

医療機関を受診する場合は、保険証と受給者証を忘れずにご提示ください。

新型コロナウイルスのお知らせ

《集団接種（3回目）の再開》

市では、6月中旬からの集団接種（4回目）開始に伴い、3回目の方も接種の対象としています。集団接種（3回目）を希望される方は、市コールセンターにご連絡ください。



●対象者

2回目接種日から5か月以上経過した18歳以上の方
※集団接種は当分の間、モデルナ社製ワクチンを使用するため、18歳以上の方が対象です。

《個別接種（3回目）》

3回目を個別接種で希望される方は、個別接種実施医療機関にご連絡ください。

《12歳以上17歳以下で3回目接種を希望する方》

個別接種実施医療機関にご連絡ください。



個別接種実施医療機関



新型コロナウイルス接種関連

募集
Recruit

第4回
芭蕉白河の関俳句賞



本庁舎文化振興課 内2342

歌枕の地・白河は、芭蕉がみちのくの第一歩を記した場所として知られ、多くの句碑や歌碑が遺されています。今回はテーマ句の題材を「碑」として、他にも自由句や海外の部・ジュニアの部など、広く作品を募集します。

●募集部門

▷一般の部（高校生以上）※一人9句3組まで

①自由句：白河の四季折々を題材とした作品/2句

②テーマ句：「碑」を詠んだ作品/1句

※必ず「碑」を入れて詠んでください。

▷海外の部（高校生以上）

「未来」を題材とした作品/一人3句まで

▷ジュニアの部（中学生以下）

自由題/1人2句まで

《4回目接種券の発送状況》

4回目接種の対象者に接種券を発送しました。

●対象者

3回目接種日から5か月以上経過した

①60歳以上の方

②18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方およびその他重症化リスクが高いと医師が認める方

※59歳以下で新たに接種対象者となった方は、市コールセンターにご連絡ください。

対象者	発送状況
60歳以上の方	6月上旬に発送
18歳以上59歳以下で基礎疾患があると回答された方	6月中旬に発送

《新型コロナウイルス接種コールセンター》

☎0120-567-343

●対応時間 午前9時～午後5時 ※平日のみ

●投句料

▷一般の部 3句1組ごとに1,000円（高校生無料）
※現金書留または郵便小為替を事務局へ郵送してください。

※一人で4句投句した場合、投句料は2,000円です。

●応募期限

9月15日(木) ※当日消印有効

●応募方法

▷一般の部・ジュニアの部：郵送

▷海外の部：郵送またはインターネット投句

●選者

鈴木 太郎氏、佐怒賀 直美氏、神野 紗希氏

●応募先

〒961-8602 白河市八幡小路7-1

白河市役所文化振興課内「芭蕉白河の関俳句賞」係



お知らせ News まちづくり公開セミナー
まちの力を育む仕組み「家守」

☎本庁舎まちづくり推進課 内2242

市では、空き家・空き店舗などを活用しながら市民の力でまちの活力をつくり出す「リノベーションまちづくり」に取り組んでいます。

本セミナーでは、行政と民間が互いの長所をいながら、民間主導で地域を変えるビジネスの仕組みを学びます。

- 日時 8月19日(金)午後6時～8時
- 会場 りぶらん地域交流会議室
- テーマ まちの力を育む仕組み「家守」とは～民間主導の公民連携のまちづくり・花巻市の事例に学ぶ～

- 参加費 無料
- 定員 会場100人・オンライン50人
- 申込方法 市ホームページメールフォームまたは電話
- 申込締切 8月15日(月)

《講師》
▷小友 康広氏
(株)花巻家守舎代表取締役
(株)上町家守舎代表取締役
(株)小友木材店代表取締役
クラウドサーカス(株)役員



▷プロフィール
大学卒業と同時に東京のITベンチャー業界へ飛び込む。2014年、岩手県花巻市で家業である小友木材店の代表に就任し、東京と岩手の二拠点居住を開始。2015年に(株)花巻家守舎、翌年に(株)上町家守舎を設立し、リノベーションまちづくり活動を開始。花巻市のシンボルである旧マルカン百貨店の大食堂を復活させる。

《ファシリテーター》
▷大島 芳彦氏
(株)ブルースタジオ クリエイティブディレクター

※まちづくりに興味のある方、白河でチャレンジしたい方、どなたでもお気軽にご参加ください。



お知らせ News 国民年金保険料免除制度

☎本庁舎国保年金課 内2164

経済的な理由や失業により、国民年金保険料(月額16,590円)を納めることが困難な場合、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

- 申請期間 7月～令和5年6月
- ※本人・配偶者および世帯主の前年度所得審査があります。

《保険料の未納にご注意》

免除・猶予の申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、万一の時に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

《昨年度失業特例を利用した方へ》

昨年度の利用が1年目の方で、今年度も利用する場合は「離職票」などで再度申請が必要です。

《マイナンバーカードをお持ちの方へ》

マイナポータルから国保年金手続きの電子申請ができます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。http://www.nenkin.go.jp/

募集 Recruit 過疎地域持続的発展計画(案)意見公募(パブリックコメント)

☎本庁舎企画政策課 内2330

過疎地域に指定された「表郷・大信地域」の振興を図るために作成した「市過疎地域持続的発展計画(案)」に対して、皆様のご意見を募集します。

- 募集期間 7月11日(月)～29日(金)
- 応募資格 市内に住所を有する方、市内に勤務または在学している方、市内に事業所(事務所)を有する個人や法人・団体
- 提出方法 意見提出用紙に必要事項を記入のうえ、企画政策課または各庁舎地域振興課に提出してください。

郵送(7月29日(金)必着) / FAX@2577
メール kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp
※メールの件名は「白河市過疎地域持続的発展計画に対する意見」としてください。
※意見提出用紙は、企画政策課や各庁舎地域振興課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。



お知らせ News 後期高齢者医療制度からお知らせ

☎本庁舎国保年金課 内2164

被保険者証などの更新時期です

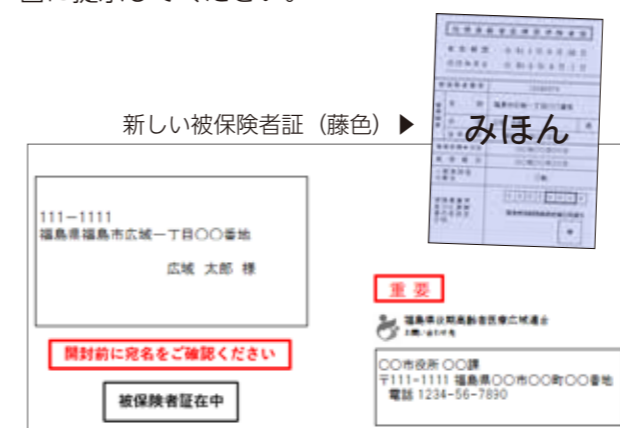
《新しい被保険者証(藤色)を郵送します》

現在、75歳以上および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方がお持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日(日)です。

8月1日(月)から使用する新しい被保険者証(藤色)は7月下旬に郵送しますので、8月からは藤色の被保険者証を医療機関の窓口へ提示してください。

《窓口負担の見直しによる被保険者証の郵送》

10月1日(土)から窓口負担額が見直されます。負担額(1割、2割、3割)に分け、改めて被保険者証(ピンク色)を9月下旬に郵送します。10月からはピンク色の被保険者証を医療機関の窓口へ提示してください。



▲この白い封筒に入れて郵送します。

《限度額適用・標準負担額減額認定証の交付》

住民税非課税世帯の方が入院時の食事代の減額および限度額以上の診療を受けるとき、同じ医療機関に支払う金額の上限が自己負担限度額までとなる認定証の有効期限は、7月31日(日)です。

すでにお持ちで8月以降も該当となる方には、被保険者証の送付後に新しい認定証を郵送します。

なお、住民税課税世帯の方は、認定証の交付対象にはなりません。

《限度額適用認定証の交付》

医療機関での負担割合が3割(住民税の課税所得が145万円以上の方)に該当する方、または同一世帯に該当する被保険者がいる方が、同じ医療機関の窓口で支払う金額の上限が自己負担限度額までとなる認定証の有効期限は、7月31日(日)です。

すでにお持ちで8月以降も該当となる方には、被保険者証送付後に新しい認定証を郵送します。

なお、住民税の課税所得が690万円以上の方および同一世帯に該当する被保険者がいる方は、認定証の交付対象になりません。

保険料の決まり方

保険料は被保険者一人一人が平等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

令和4年度の保険料率は次のとおりです。なお、保険料の決定通知書は8月中旬に送付します。

均等割額 44,300円	+	所得割額 所得×8.48%	=	年間保険料額 (年間限度額 66万円)
-----------------	---	------------------	---	---------------------------

※この所得は、令和3年中の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いたものです。

保険料の軽減措置

《均等割額の軽減》

1年間の所得が基準額以下の世帯は、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額※ (赤字は年金・給与所得者が2人以上の際に計算)
7割	[43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)] 以下の場合
5割	[43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)] 以下の場合
2割	[43万円+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)] 以下の場合

※この所得は、令和3年中の総所得金額等の合計です。(65歳以上の方の公的年金所得は、さらに15万円減額した金額が軽減判定の所得です)

《被用者保険の被扶養者であった方の軽減》

後期高齢者医療制度に加入する直前まで、被用者保険(健康保険組合・協会けんぽ・共済組合など)の被扶養者であった方は、後期高齢者医療被保険者の資格取得後2年間は、均等割額が5割軽減されます。

世帯の所得が上記の表の7割に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

マイナンバーカードを被保険者証に!

マイナンバーカードを被保険者証として利用していませんか?事前に被保険者証としての利用申し込みをすることで「マイナ受付」に対応している医療機関・薬局で使用できます。

※制度の内容や利用方法など詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

